

## 選択約款新旧対照表（簡易ガス）

以下、主な変更箇所を記しています。

全内容につきましては、選択約款をご一読ください。

※適用は第2戸牧団地のみとなります。

簡易ガス選択約款（****団地）	選択約款（****団地）（新）	備考
<p style="text-align: center;">家庭用コージェネレーションシステム契約</p> <p style="text-align: center;"><u>供給地点群名：****団地</u></p> <p style="text-align: center;">〈選択約款〉</p> <p style="text-align: center;">平成28年 6月 23日実施</p> <p style="text-align: center;">豊岡エネルギー株式会社</p>	<p style="text-align: center;">家庭用コージェネレーションシステム契約</p> <p style="text-align: center;"><u>供給地点群名：****団地</u></p> <p style="text-align: center;">〈選択約款〉</p> <p style="text-align: center;">平成29年 4月 1日実施</p> <p style="text-align: center;">豊岡エネルギー株式会社</p>	変更
<p>2. 選択約款の届出及び変更</p> <p>(1) この選択約款は、ガス事業法第37条の7において準用する第17条第7項の規定にもとづき、近畿経済産業局長に届け出たものです。</p> <p>(2) 当社は、この選択約款を変更し、近畿経済産業局長に届け出ることがあります。この場合には、ガス料金（以下、「料金」といいます。）その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。</p>	<p>2. 選択約款及び変更の掲示等</p> <p>(1) 当社は、この選択約款を、営業所及び事務所（以下「営業所等」といいます。）に掲示いたします。</p> <p>(2) 当社は、契約期間中であってもこの選択約款を変更することがあります。この場合、供給条件等は、変更後の選択約款によるものとし、(4)及び(5)の規定に従い変更後の選択約款の掲示及び書面交付等を行います。</p> <p>(3) お客様は、この選択約款の変更に異議がある場合は、ガス選択供給契約を解除することができます。</p> <p>(4) 当社は、選択約款に規定する事項を変更する場合は、原則として変更実施日の10日前までにその変更の内容及び効力発生時期を営業所等に掲示して周知いたします。</p> <p>(5) この選択約款を変更する場合において、変更しようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付を、特に求めがある場合を除き、以下のとおり行うことをあらかじめ承諾していただきます。ただし(6)に定める場合を除きます。</p> <p>① 変更をしようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付は、訪問、書面の送付、インターネット上での開示、電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が定めた方法」</p>	<p>変更 現約款(1)～ (2)削除</p> <p>(1)～(6) 追加</p>

簡易ガス選択約款（****団地）	選択約款（****団地）（新）	備考
	<p>といたします。)により、当該変更をしようとする事項のみについて行います。</p> <p>② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により、当社の住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>(6) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他のガス選択供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合は、特に求めがある場合を除き、当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すること及び変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>	
<p>付則</p> <p>1. 本選択約款の実施期日</p> <p>本選択約款は、平成28年6月23日から実施いたします。</p>	<p>付則</p> <p>1. 本選択約款の実施期日</p> <p>本選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。</p>	変更
<p>2. 適用時期</p> <p>6月定例検針日翌日のガスご使用分から適用いたします。</p>		削除